平成２８年（フ）第２６６号
宮城県多賀城市新田字新後22番地の１　サンガーデンｉＡ棟101号
債務者　内海　尚子
１　決定年月日時　平成28年６月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第５１号
秋田県潟上市天王字中分水２番地１　サングレイス202号
債務者　村上　孝樹
１　決定年月日時　平成28年６月８日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６２号
秋田市新屋大川町18番28号
債務者　相原　孝次
１　決定年月日時　平成28年６月８日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３９号
福島市町庭坂字一本杉１番地の51
債務者　扇田敬太郎
１　決定年月日時　平成28年６月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
福島地方裁判所

平成２８年（フ）第１９号
茨城県神栖市神栖２丁目９番24号　カーサヴィヤンコ306
債務者　木幡　靖志
１　決定年月日時　平成28年６月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２８年（フ）第２８号
茨城県神栖市知手4157番地２　知手コーポ３号
債務者　山野順一郎
１　決定年月日時　平成28年６月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２８年（フ）第１７２号
千葉市花見川区幕張町３丁目1692番地１　住友幕張ハウス917号
債務者　佐藤　秀夫
１　決定年月日時　平成28年６月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第３６８号
千葉県市川市鬼高３丁目13番２―505号（マンションニュー中山）
債務者　湯本　明美
１　決定年月日時　平成28年６月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第３７７号
千葉県八千代市大和田新田408番地１　インクルーズハイツ306
債務者　原　　浩二
１　決定年月日時　平成28年６月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第４０４号
千葉県船橋市前原西１丁目38番15―307号
債務者　本座　弥生（旧姓庄子）
１　決定年月日時　平成28年６月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第４１５号
千葉県市川市行徳駅前２丁目21番22―5001号（行徳マンション）
債務者　菅井　　誠
１　決定年月日時　平成28年６月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第４３７号
千葉県市原市喜多813番地22
債務者　佐々木佐紀
１　決定年月日時　平成28年６月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１２４号
新潟市西蒲区山口新田435番地
債務者　小林由紀子
１　決定年月日時　平成28年６月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１５７号
新潟市西区小新南２丁目10番７号　コーポあずさⅡ１－Ｄ
債務者　阿部慎太郎
１　決定年月日時　平成28年６月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第９２号
金沢市粟崎町３丁目169番地１　市営住宅９棟404号、従前の住所石川県小松市今江町９丁目116番地
債務者　猪狩美知子
１　決定年月日時　平成28年６月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１５１号
金沢市神野町西277番地、従前の住所金沢市上荒屋２丁目５番地１
債務者　松下真由美
１　決定年月日時　平成28年６月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１１９号
山梨県南アルプス市百々2358番地　メゾンエリ102、前住所山梨県南アルプス市徳永1666番地１　メゾングランガーデン101号
債務者　原品喜美子
１　決定年月日時　平成28年６月７日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
甲府地方裁判所民事部破産係